

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合 主管名義の使用について

令和6年8月8日から適用

1 主管を行う事業の目的及び内容

主管の対象となる事業は、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合（以下、連合）定款第3条に規定する目的に沿ったもので、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1)当該事業の内容がトライアスロン等の推進に寄与するもので、当連合が適当と認めるもの
- (2)営利を目的としないもの
- (3)当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、または勧奨するものでないもの
- (4)主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5)特定の党派、宗教または宗派を支持し、または支援する事業でないもの
- (6)宗教的または政治的な活動でないもの
- (7)公の秩序または善良の風俗に反する行為をし、または行う恐れのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援をする事業でないもの
- (8)特定の個人または公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9)申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、または違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く）、規制等の対象となっている者または対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く）が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (10) その他、当連合の運営に支障をきたす事業でないもの

2 主管名義使用申請

- (1)主管名義使用を申請する者は、申請書（様式1）を事業開始の1ヶ月前までに当連合へ提出しなければならない。

＜添付資料＞

・事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ 等）

※主管の欄に当連合名を記載した案として提出すること

- (2)様式1により申請書が提出され、当連合が主管を承認した場合は承認通知書にて

通知する。

※事業内容に変更が生じた場合、または事業の中止を決定した場合は速やかに連絡すること

3 主管名義使用承認後の取消

主管名義使用を申請したものが、事業を遂行するにあたり、1に掲げる目的及び内容に違反する事項があると認めたとき、またはその他適当でない行為があると認めたときは、承認を取り消すことがある。

4 主管名義使用報告

主管名義使用を申請したものは、事業終了後1ヶ月以内に報告書（様式3）を当連合へ戻出しなければならない。

＜添付資料＞

・主管名義の使用がわかる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真 等）

5 その他

主管名義使用にあたり、原則として当連合は事業に係る経費を負担しない。

様式 1

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合
会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』主管名義使用申請書

貴連合の主管を賜りたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業名

添付書類 事業内容がわかる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ 等）

※主管の欄に当連合名を記載

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

様式 3

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合
会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』主管名義使用報告書

貴連合の主管名義を使用し事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名

事業概要

開催日

会場

参加者数

添付書類 主管名義の使用がわかる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真等）

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合 後援名義の使用について

令和6年8月8日から適用

1 後援を行う事業の目的及び内容

後援の対象となる事業は、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合（以下、連合）定款第3条に規定する目的に沿ったもので、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該事業の内容がトライアスロン等の推進に寄与するもので、連合が適当と認めるもの
- (2) 営利を主たる目的としないもの
- (3) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、または勧奨するものでないもの
- (4) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5) 特定の党派、宗教または宗派を支持し、または支援する事業でないもの
- (6) 宗教的または政治的な活動でないもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をし、または行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (8) 特定の個人または公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9) 申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、または違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く）、規制等の対象となっている者または対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く）が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (10) その他、連合の運営に支障をきたす事業でないもの

2 後援名義の範囲

- (1) 後援名義の使用許可は、事業の趣旨に賛同し、開催要項、チラシ、ウェブサイト等に「後援：一般社団法人岐阜県トライアスロン連合」と表示することを認めるものとする。
- (2) 後援名義の使用許可のみをもって、連合が当該事業の主催者または共同実施者となるものではない。
- (3) 連合は、別途決定した場合を除き、当該事業の企画・運営、人的支援、経費負担、事故その他の責任を負わない。
- (4) 連合のロゴマーク等を使用する場合は、名義使用とは別に連合の確認を受けるものとする。

3 後援名義使用申請

- (1) 後援名義使用を申請する者は、申請書（後援様式 1）を事業開始の 1 ヶ月前までに連合へ提出しなければならない。
- (2) 申請書には、事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）を添付し、後援欄に連合名を記載した案として提出すること。
- (3) 連合が後援名義の使用を許可した場合は、後援名義使用許可通知書（後援様式 2）により通知する。
- (4) 事業内容に変更が生じた場合、または事業の中止を決定した場合は、速やかに連合へ連絡すること。

4 後援名義使用許可後の取消

後援名義使用の許可を受けた者が、事業を遂行するにあたり、1 に掲げる目的及び内容に違反する事項があると認めたとき、申請内容と異なる事業を実施したとき、またはその他適当でない行為があると認めたときは、連合は許可を取り消すことがある。

5 後援名義使用報告

後援名義使用の許可を受けた者は、事業終了後 1 ヶ月以内に報告書（後援様式 3）を連合へ提出しなければならない。

＜添付資料＞

- ・後援名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真等）

6 その他

後援名義使用にあたり、原則として連合は事業に係る経費を負担しない。

後援様式 1

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』後援名義使用申請書

貴連合の後援名義の使用許可を賜りたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	

添付書類 事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）

※後援の欄に当連合名を記載した案として提出

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

後援様式 2

令和 年 月 日

様

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫

後援名義使用許可通知書

申請のありました下記事業について、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合の後援名義の使用を許可します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	

許可条件

- 1 申請内容に変更が生じた場合または事業を中止する場合は、速やかに連合へ連絡すること。
- 2 事業終了後 1 ヶ月以内に、後援名義使用報告書を提出すること。
- 3 名義使用により連合に経費その他の負担が生じるものではない。

後援様式 3

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』後援名義使用報告書

貴連合の後援名義を使用し事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	
参加者数	
事業概要	

添付書類 後援名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真等）

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合 協賛名義の使用について

令和 6 年 8 月 8 日から適用

1 協賛を行う事業の目的及び内容

協賛の対象となる事業は、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合（以下、連合）定款第 3 条に規定する目的に沿ったもので、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該事業の内容がトライアスロン等の推進に寄与するもので、連合が適当と認めるもの
- (2) 営利を主たる目的としないもの
- (3) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、または勧奨するものでないもの
- (4) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5) 特定の党派、宗教または宗派を支持し、または支援する事業でないもの
- (6) 宗教的または政治的な活動でないもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をし、または行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (8) 特定の個人または公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9) 申請時点及び申請から過去 5 年の間において、法令に違反し、または違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く）、規制等の対象となっている者または対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く）が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (10) その他、連合の運営に支障をきたす事業でないもの

2 協賛名義の範囲

- (1) 協賛名義の使用許可は、事業の趣旨に賛同し、開催要項、チラシ、ウェブサイト等に「協賛：一般社団法人岐阜県トライアスロン連合」と表示することを認めるものとする。
- (2) 本規程にいう協賛名義の使用許可は、連合による協賛金、物品、賞品、人員その他の提供を当然に伴うものではない。金銭、物品または人的支援を行う場合は、別途協議し決定する。
- (3) 協賛名義の使用許可のみをもって、連合が当該事業の主催者または共同実施者となるものではない。
- (4) 連合のロゴマーク等を使用する場合は、名義使用とは別に連合の確認を受けるものと

する。

3 協賛名義使用申請

- (1) 協賛名義使用を申請する者は、申請書（協賛様式 1）を事業開始の 1 ヶ月前までに連合へ提出しなければならない。
- (2) 申請書には、事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）を添付し、協賛欄に連合名を記載した案として提出すること。
- (3) 連合が協賛名義の使用を許可した場合は、協賛名義使用許可通知書（協賛様式 2）により通知する。
- (4) 事業内容に変更が生じた場合、または事業の中止を決定した場合は、速やかに連合へ連絡すること。

4 協賛名義使用許可後の取消

協賛名義使用の許可を受けた者が、事業を遂行するにあたり、1 に掲げる目的及び内容に違反する事項があると認めたとき、申請内容と異なる事業を実施したとき、またはその他適当でない行為があると認めたときは、連合は許可を取り消すことがある。

5 協賛名義使用報告

協賛名義使用の許可を受けた者は、事業終了後 1 ヶ月以内に報告書（協賛様式 3）を連合へ提出しなければならない。

＜添付資料＞

- ・協賛名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真等）

6 その他

協賛名義使用にあたり、連合が協賛金、物品、賞品、人員その他を提供する場合は、名義使用許可とは別に、その内容及び負担を決定する。

協賛様式 1

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』協賛名義使用申請書

貴連合の協賛名義の使用許可を賜りたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	

希望する協賛内容（該当がある場合）

名義以外の支援	☐ なし ☐ あり 内容：
---------	---

添付書類 事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）

※協賛の欄に当連合名を記載した案として提出

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

協賛様式 2

令和 年 月 日

様

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合
会長 若山 春夫

協賛名義使用許可通知書

申請のありました下記事業について、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合の協賛名義の使用を許可します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	

許可条件

- 1 協賛名義の許可は、協賛金・物品・賞品・人員等の提供を当然に伴うものではない。
- 2 申請内容に変更が生じた場合または事業を中止する場合は、速やかに連合へ連絡すること。
- 3 事業終了後 1 ヶ月以内に、協賛名義使用報告書を提出すること。

協賛様式 3

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』協賛名義使用報告書

貴連合の協賛名義を使用し事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	
参加者数	
事業概要	
協賛実績	名義以外の支援があった場合、その内容：

添付書類 協賛名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、収支報告、写真等）

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合 協力名義の使用について

令和6年8月8日から適用

1 協力を行う事業の目的及び内容

協力の対象となる事業は、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合（以下、連合）定款第3条に規定する目的に沿ったもので、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該事業の内容がトライアスロン等の推進に寄与するもので、連合が適当と認めるもの
- (2) 営利を主たる目的としないもの
- (3) 国、地方公共団体、教育委員会その他これらに準ずる公的機関から、当該事業について後援名義の使用許可を受けているもの
- (4) 公的機関の後援名義使用許可書、承認通知書その他これに準ずる書類の写しを提出できるもの
- (5) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、または勧奨するものでないもの
- (6) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (7) 特定の党派、宗教または宗派を支持し、または支援する事業でないもの
- (8) 宗教的または政治的な活動でないもの
- (9) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をし、または行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (10) その他、連合の運営に支障をきたす事業でないもの

2 協力名義の範囲

- (1) 協力名義の使用は、事業の趣旨及び公的機関による後援を踏まえ、開催要項、チラシ、ウェブサイト等に「協力：一般社団法人岐阜県トライアスロン連合」と表示することを認めるものである。
- (2) 協力名義の使用は届出制とし、連合による後援名義または協賛名義の使用許可を意味するものではない。
- (3) 協力名義の使用のみをもって、連合が当該事業の主催者または共同実施者となるものではなく、別途合意した場合を除き、連合は企画・運営、人的支援、経費負担、事故その他の責任を負わない。
- (4) 連合のロゴマーク等を使用する場合は、名義使用とは別に連合の確認を受けるものと

する。

3 協力名義使用届出

- (1) 協力名義を使用する者は、協力名義使用届出書（協力様式 1）を事業開始の 2 週間前までに連合へ提出するものとする。
- (2) 届出書には、事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）、協力欄に連合名を記載した案及び公的機関の後援名義使用許可書等の写しを添付すること。
- (3) 連合は届出内容を確認し、要件を満たすものについて協力名義使用届出受理通知書（協力様式 2）により受理を通知する。これは許可処分ではなく、届出を受理したことを示すものとする。
- (4) 事業内容に変更が生じた場合、または事業の中止を決定した場合は、速やかに連合へ連絡すること。

4 協力名義使用の中止等

届出後に 1 に掲げる要件を満たさないことが判明したとき、公的機関の後援名義使用許可が取り消されたとき、届出内容と異なる事業を実施したとき、またはその他適当でない行為があると認めたときは、連合は協力名義の使用中止または表示の削除を求めることがある。

5 協力名義使用報告

協力名義を使用した者は、事業終了後 1 ヶ月以内に報告書（協力様式 3）を連合へ提出しなければならない。

＜添付資料＞

- ・協力名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、写真等）

6 その他

協力名義使用にあたり、原則として連合は事業に係る経費を負担しない。なお、協力名義は、公的機関による後援名義の使用許可がある事業を前提とする。

協力様式 1

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』協力名義使用届出書

貴連合の協力名義を使用したく、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	
公的機関の後援	機関名： 許可日：令和 年 月 日

添付書類

- 1 事業内容が分かる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ等）
- 2 協力の欄に当連合名を記載した案
- 3 国、地方公共団体、教育委員会その他これらに準ずる公的機関の後援名義使用許可書等の写し

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	

協力様式 2

令和 年 月 日

様

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合
会長 若山 春夫

協力名義使用届出受理通知書

下記事業に係る一般社団法人岐阜県トライアスロン連合の協力名義使用について、届出を受理しましたので通知します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	
公的機関の後援	機関名： 許可日：令和 年 月 日

確認事項

- 1 本通知は協力名義使用の届出を受理したことを示すものであり、後援または協賛の許可を示すものではない。
- 2 公的機関の後援名義使用許可が取り消された場合は、直ちに連合へ連絡し、協力名義の使用を中止すること。
- 3 事業終了後 1 ヶ月以内に、協力名義使用報告書を提出すること。

協力様式 3

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県トライアスロン連合

会長 若山 春夫 様

団体名

代表者名

『一般社団法人岐阜県トライアスロン連合』協力名義使用報告書

貴連合の協力名義を使用し事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
開催日	
会場	
主催者	
公的機関の後援	機関名： 許可日：令和 年 月 日
参加者数	
事業概要	

添付書類 協力名義の使用が分かる書類（開催要項、事業報告書、写真等）

連絡責任者	
職・氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mail	